

令和8年度第1回大規模小売店舗立地審議会議事録

日 時：令和8年5月21日（木）10時00分～10時30分
場 所：徳島県職員会館 視聴覚室
議 題：大規模小売店舗立地法に基づく届出に係る審議
「スーパーセンタートライアル阿波土成店」の新設届出
「ハローズ国府店B敷地」の変更届出
出席委員：名田委員、兵頭委員、吉田委員、岡部委員、藤代委員、瀧川委員
事業者：（株）エスパシオコンサルタント
県出席者：（事務局）経済産業部 産業成長推進課
（大規模小売店舗立地連絡会員）関係各課

■議題1

「スーパーセンタートライアル阿波土成店」の新設届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員長：出店するにあたって、店舗付近の住民の方々にはご理解をいただいているのか。

事業者：近隣の住民の方々には出店計画時点でお声がけしていることに加え、南側の隣接する住居付近には遮音壁も備えるなどの騒音対策も講じることとなっている。

委員：24時間営業であり、駐車場の照明も24時間点灯していると思うが、隣接する住居への影響等の問題はないのか。

事業者：駐車場の照明の個数は多くないため、近隣の方から苦情が入ることはないと考えています。

委員：もし住民の方から意見があれば対策を講じてほしい。

事業者：承知しました。

委員：従業員との共用駐車場と、一般の駐車場はどう見分けるのか。

事業者：特に路面表示をするわけではなく、共用駐車場には従業員が優先席に停めさせていただくが、その部分が空いていればお客様も停めていただいて問題ないです。

委員：駐車台数について共用部分も含めると、指針に対しても十分な数を構えることになるが、道路に面した出入口付近にも備えるとなると、店舗から出庫する際に出口が見つらなくなるのでは。

事業者：店舗として可能な限り駐車場を構えるのが基本方針であることと、視認性がある程度確保できる距離感は満たしているため、視認性が悪くなる状態ではないです。また、店舗の建物が奥まっているので、出入口付近に停める方も少ないと思われます。

委員長：ほかにご質問はありますか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県の意見としてはなしと致しますが、参考まで、審議会の中で出された次の意見について、知事宛に申し添えることとします。

- ・近隣住民から、照明や騒音について意見があれば対策を講じること。

委員長：この案件につきましては、県の意見としては、なしといたします。

→意見なしで終了

■議題2

「ハローズ国府店B敷地」の変更届出について

事務局より大規模小売店舗立地法に基づく届出の概要を説明後、審議に入った。

委員長：以上の説明に対して、何かご質問等ありますか。

委員：荷さばき施設および廃棄物保管施設を一箇所にまとめる理由は。

事務局：運営上の問題で、業務の効率化のためです。

委員長：ほかにご質問はありますか。

(質問、意見なし)

委員長：それでは、この案件につきましては、県からの意見はなしと致します。

→意見なしで終了